

平成24年12月25日

登録の抹消による会員資格の喪失

一般社団法人日本投資顧問業協会

Forex & Mineral Trading 株式会社（会員番号 052-00202 号）は、東海財務局長から金融商品取引法第52条第1項第3号及び第6号の規定に基づく登録取消処分を受け、同法第55条第1項の規定に基づき登録の抹消がなされたことに伴い、平成24年12月21日をもって、定款第13条第1項第2号及び会員の資格及び届出に関する規則第11条の規定により、会員資格を喪失しました。

以上